

改正利息制限法の施行に伴う ATM 利用手数料のお知らせ

1. 当金庫 ATMのご利用 (現行どおり、変更ありません。)

無 料

2. 提携金融機関設置 ATMのご利用 (但し書き以下が変更となります。)

提携金融機関が定める ATM 利用手数料をご負担いただきます。

ただし、平成22年6月18日以降、利息制限法等の施行により、「総合口座当座貸越」取引、および「カードローン」取引のATM利用手数料が、「お借入またはご返済」のご利用金額に応じて下記のとおりとなります。

(消費税を含んで表示しています。)

| お借入またはご返済のご利用金額 | ATM利用手数料 | 法令で定められた金額 |
|-----------------|----------|------------|
| 1万円以下 | 108円以下 | 108円以下 |
| 1万円 超 | 216円以下 | 216円以下 |

<お取引別でのご利用金額例>

- ① 総合口座普通預金の残高が6,000円の時に15,000円をご出金された場合**
貸越枠をご利用され、残高が▲9,000円(=6,000円-15,000円)となり、9,000円がお借入金額となります。
この場合は、上記の「1万円以下」に該当するため、ATM利用手数料は108円以下となります。
- ② 総合口座普通預金の残高が4,000円の時に15,000円をご出金された場合**
貸越枠をご利用され、残高が▲11,000円(=4,000円-15,000円)となり、11,000円がお借入金額となります。
この場合は、上記の「1万円超」に該当するため、ATM利用手数料は216円以下となります。
(注) 提携金融機関のATM利用手数料が108円以下となる時間帯でのご利用の場合、ご利用金額に係らずATM利用手数料は108円以下となります。
- ③ 総合口座普通預金の残高が▲5,000円の時に20,000円をご入金された場合**
貸越残高への返済とご預金で残高が15,000円(=20,000円-5,000円)となり、5,000円がご返済金額となります。
この場合は、上記の「1万円以下」に該当するため、ATM利用手数料は108円以下となります。
- ④ 総合口座普通預金の残高が▲30,000円の時に20,000円をご入金された場合**
貸越残高に返済され、残高が▲10,000円(=30,000円-20,000円)となり、20,000円がご返済金額となります。
この場合は、上記の「1万円超」に該当するため、ATM利用手数料は216円以下となります。
(注) 提携金融機関のATM利用手数料が108円以下となる時間帯でのご利用の場合、ご利用金額に係らずATM利用手数料は108円以下となります。

【ご留意事項】

- ① 普通預金等の預金のお引出し・お預入れの場合、現行どおり提携金融機関が定めるATM利用手数料をご負担いただきますので、変更はございません。
- ② 提携金融機関でお取引される場合、ATMの操作画面に表示される、および提携金融機関が発行するご利用明細に記載されるATM利用手数料と、お客さまが負担される(通帳に表示される)ATM利用手数料とが異なる(ご負担いただくATM利用手数料が少なくなる)場合がございます。
これは、利息制限法等で定められたATM利用手数料の金額を超過した金額を当金庫が負担しているためです。
なお、ご利用明細に記載される残高は、お客さまが負担されたATM利用手数料に基づく記載となっております。

詳しくは当金庫の窓口にお問い合わせください。

ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

提携金融機関のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様へ

改正利息制限法に係る対応は金融機関によって異なりますので、詳細な対応内容については、口座をお持ちの金融機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

2014.4.1